

常任理事会への決定権限付与に係る会則の変更について

1. 変更理由

○現行規定では、本会の運営上特に重要な基本的事項は理事会で審議決定することとなっているが、これに該当しない個別具体的な重要事項についての取り扱いが不明確であったため、今後、それらを常任理事会において審議決定することとし、その旨の会則変更を行う。

2. 当会の現行会則および変更案

		現 行	変 更 案
理事会・常任理事会の権限	理事会	<p>第18条 理事会は本会の運営上特に重要な基本的事項を審議決定する。</p> <p>第19条 理事会の決議は構成者の過半数が出席し、その出席者の過半数をもってこれを行う。ただし、当該議事につき書面をもって予め意思を表示したものは出席者とみなす。</p>	同 左
	常任理事会	<p>第21条 常任理事会は理事会の委任を受けて、本会運営上の重要事項を審議する。</p>	<p>第21条 常任理事会は理事会の委任を受けた事項に関する審議ならびに本会の運営および執行に関する重要事項を審議決定する。</p> <p>第22条 (追加) 常任理事会の決議は構成者の過半数が出席し、その出席者の過半数をもってこれを行う。ただし、当該議事につき書面をもって予め意思を表示したものは出席者とみなす。</p> <p style="text-align: center;">以下、条文を繰り下げ</p>

3. 常任理事会にて審議決定する事項

○理事会・総会にて審議決定した事業計画、予算の運営・執行に関する重要事項

<例>

(1)運営に関する事項……………政府要望に係る個別事項の決定 等

(2)執行に関する事項……………予算の範囲内での支出(寄付金等を含む)に関する決定 等